

平成18年度第4回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成18年度第4回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成18年7月26日(水) 午前10時00分～12時00分
場所	宇治市役所6階 602会議室
出席者	(委員) 初宿会長 市川委員 松岡委員 川村委員 近藤委員 新田委員 青木委員 保田委員 (事務局) 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 波戸瀬主事 堀井主事 (傍聴者) 1名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項および配布資料について説明した。</p> <p>3 会議録について 平成18年度第3回宇治市個人情報保護審議会会議録(案)について、案のとおり決定した。</p> <p>4 個人情報保護制度の見直しについて (1) 第三者保護に関する手続き ア 論点1(公益上の理由により第三者の情報を開示する場合には、実施機関に、第三者の意見書を提出する機会を確保することを義務付けるか。) (ア) 概要説明(事務局) 概ね資料2の12ページ及び資料3の内容に沿って説明した上で、前回の審議会の結果を踏まえて、資料3の3(1)イは「人の」を「開示請求者の」に、(3)のア及びイについても「個人の」は「開示請求者の」に改める旨補足した。 (イ) 審議 (委員) 現行条例は、「聴くことができる。」という規定になっているが、これを、一定の場合には、義務付けるということ。 (事務局) 情報公開条例にも、同様の規定がある。他の地方公共団体の個人情報保護条例でも設ける方向にある。 (委員) 行政機関法第23条第2項で、この規定があるが、条例で重ねて規定することは必要か。 (委員) 行政機関法は、地方公共団体を対象としていないので、条例に設けるかどうかを検討しなければならない。 (委員) 他の地方公共団体の状況はどうか。 (事務局) 京都市、大阪市、神戸市では、このような規定を設けている。 (委員) 行政機関法は裁量的に意見書を提出する機会を確保する場合(第23条第1項)</p>	

と、義務付ける場合（第23条第2項）とがある。宇治市は現在裁量的な規定しかないが、それに義務規定を加えるということか。

(事務局) はい。資料3の3で言うと、個人に関する情報のイで開示する場合と法人等に関する情報のただし書きにより開示する場合は、意見書を提出する機会を与えることを義務付けるが、それ以外の場合には意見書を提出する機会を与えることができるという任意的な規定が適用される。

(委員) 第三者の情報があっても、ただちには不開示情報にはならない。個人に関する情報であって通常他人に知られたいと望むことが正当と認められるが、そうであるにもにかかわらず、(開示請求者の権利利益との比較衡量で)開示しようとする場合には、必ず意見書を提出する機会を与えるということ。そうではなくて、「通常他人に知られたいと望むことが正当」ではないと判断する場合には、任意的な意見書提出機会の確保に留めるということ。そういう2段階の枠組みだ。

(委員) 方向性としては、それで良い。

(委員) 答申骨子案の書き方、「当該第三者の権利利益を損なうおそれがあることから」と理由が書かれているが、結論だけで良いのではないか。それをやると、他の部分も全部それをしなければならない。

(ウ)結論

案のとおり決定した。

イ 論点2 (第三者から開示に反対する旨の意見書が提出されたにもかかわらず、当該第三者の情報を開示しようとする場合の争訟を提起する機会の確保を義務付けるか。)

(ア)概要説明 (事務局)

概ね資料2の12ページの内容に沿って説明した。

(イ)審議

(委員) 事案によっては、2週間からさらに期間を延ばすことはあるのか。

(事務局) 意見照会に時間がかかる場合に、決定期間の延長を行うことがある。反対意見書が出た場合には、2週間置いた後の日程で、請求者との間で調整を行い、通知することになる。

(委員) 2週間でなければならないことはない。これよりも短いのはいけない。あんまり引き伸ばすのもどうか。

(事務局) 行政不服審査法の不服申立ての期間は、(決定を知った日の翌日から起算して)60日間ある。一方開示請求者は早く開示を受けたいと願っており、待たせるのも問題。そこで両者の利益を調整して2週間ということで、行政機関法や他の地方公共団体の個人情報保護条例もその期間にしている。

(委員) 少なくとも2週間とあるので、多少の裁量は働く可能性はある。

(ウ)結論

特に異論もなく、案のとおり決定した。

(2) 訂正等利用停止請求権

ア 論点1 (開示決定等を受けた個人情報に限り、訂正等請求を認めることとするか。)

(ア)概要説明 (事務局)

概ね資料2の13ページの内容に沿って、説明を行った。

(イ)審議

(委員) 自分の情報を知り得る機会は、個人情報保護条例の自己情報開示制度以外でもあり得る。その時に、自分の情報が間違っているということで訂正等の請求ができるか。国は認めていないが、京都市は認めている。

(委員) 開示決定を受けたものに限ると、請求を抑えようとしている印象を受ける。

(委員) 補足資料は中止請求となっている。答申骨子は利用停止請求になっているが、これはどういうことか。

(事務局) 用語が混ざってしまっているが、現行条例は中止請求という用語を用いている。今後改正の中で、どちらの用語を用いるかは検討する。意味は異ならないと考えている。

(委員) それならば結構であるが、現行の規定に則した答申骨子でなければおかしい。現在中止請求について、開示請求前置をとる必要はないとすれば良いので、現在使っていない名称で答申に書くのはおかしいと思う。

(事務局) わかりました。

(ウ)結論

案のとおり決定した。

イ 論点2 (利用停止義務の例外規定を設けるか。)

(ア)概要説明 (事務局)

概ね資料2の13ページの内容に沿って、説明を行った。

(イ)審議

(委員) 答申骨子案どおりでよいと思う。国の考え方で、個人の利益と公益との比較衡量と言っているが、比較衡量は利用制限や提供制限の例外のところで公益との利益衡量は行われている。それに当たらないにもかかわらず、公益を侵害するから中止を認めないということは本来あり得ない。利用・提供制限の例外規定で利益衡量を行うのが条例の基本的立場だ。行政機関法は、そうは言っても、中止すると大きな問題が生じることもあるということで、最後の切札としてとってあるだけではないか。

(委員) 何かはわからないが、なにかあるかもしれないということで、設けたような印象を受ける。京都市は、設けていない。

(委員) 行政機関法の考え方の中で、公共の利益との比較衡量と書いてあるが、実際の規定は、「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」となっており、公益との比較衡量の規定ではないのではないか。実際にこの考え方を示す資料はあるのか。

(事務局) 個人情報保護法の解説の中にあり(資料「個人情報保護制度の見直しについて②」の赤のシールの12番、青のシールの4番参照)、そこから引用した。

(委員) 国の事務は公共の利益のために行っているのだから、事務事業の適正な遂行の支障は、公共の利益にも支障を及ぼすということではないか。

(委員) この説明はズレているように思うし、利用、提供等の例外の中で公共の利益との比較衡量をすれば足りる。

(ウ)結論

案のとおり決定した。

(3) 期限の特例(大量請求の場合における開示決定期限特例規定を設けるか。)

ア 概要説明(事務局)

概ね資料2の14ページの内容に沿って、説明を行った。

イ 審議

(委員) 大量請求の場合で、決定期間内に決定を行うと、他の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるということは、あり得ないことではない。

(委員) 請求そのものが、同じ情報に対して大量にくる場合には、行政機関法の規定では対応できない。これに対応するためには、異なる規定を設けないといけない。

(委員) 60日まで延長する規定は既にあるが、大量請求の場合はさらに延長できるという規定を設ける趣旨か。

(事務局) はい。60日以内で決定することができないほどの大量請求の場合において、条例上では最終期限に限界を設けなくて、さらに延長できる規定を設けようということ。

(委員) 大量の場合を想定しているが、これまでの状況から考えれば、60日をさらに越える延長が必要な場合が考えられるか。

(委員) 宇治市においては、必要ないのではないかと。請求に係る情報そのものが大量でなければならぬのだから、住民票の交付申請書等の探索に時間がかかるものは対象にはならず、個人情報そのものがいろんなところに大量になればならない。国の場合であれば、出先機関に情報が管理されている場合もあって、多数の事務所から探さなければならない場合がある。

(委員) 仮に「私に関する全ての文書」という請求があった場合はどうするのか。

(委員) 受理する段階で、補正を求めるのではないかと。

(事務局) はい。請求に係る個人情報を、特定できていないということで補正を求めるとになると思う。

- (委員) 特定されてからは、それほど時間はかからない。
- (委員) 住民票の交付申請書について、保存期間はどれくらいで、枚数はどれくらいあるのか。
- (事務局) 保存期間は2年(注:平成17年度から1年保存に変更)だったと思うが、外部施設を含めれば、毎日たくさんの申請があるので、合計すると何万枚にもなる。これまでは2年間いっぱいを対象とする請求はなく、ある程度時期を特定してもらっていた。
- (委員) しかし、今後は保存期間いっぱいを特定した請求はあり得る。
- (事務局) ただ、実際に出てくる文書が数枚にしかならないときに、「請求に係る個人情報が大量」と言えるかどうかは疑問がある。
- (委員) それに対応するために、行政機関法とは異なる規定を設けるか。
- (委員) 仮に開示請求があった場合は、申請者の氏名まで開示するのか。
- (事務局) 難しい判断になると思う。
- (委員) 他人からの申請の場合は、委任状がつくのか。本人しか申請できないのではないのか。
- (委員) 住民票は委任状はいらない。目的が正当であれば、誰でも請求できる。戸籍は制限があるが。
- (委員) 自分に対する苦情が、大量になることはあるのか。
- (事務局) 苦情についても、どのような苦情なのかを特定して請求されるのが普通なので、大量にはなりにくい。窓口でしっかりと意向を聞き取りしておけば、ほとんど大量にはならない。
- (委員) 国、京都府ではあり得るが、宇治市ではあまりない。
- (委員) 審議会を開いて、意見を聴いて延長するというのも方法か。行政機関法は実施機関の裁量で判断することになる。宇治市では60日間以上の延長は考えにくいですが、制度の枠組みとしては、設けておく方が良いという考え方もある。
- (委員) 60日で決定できない場合もでてくるかもしれない。
- (委員) あらかじめ審議会の意見を聴くことにすれば、おかしな判断は防ぐことができる。他の自治体では、そのような規定を設けているところはあるか。
- (事務局) 審議会に事後報告を求めているところはある。これで濫用防止を図っている。
- (委員) 事後報告では遅い。
- (委員) 大量請求は考えにくいので、例外的にさらに延長するときは、審議会の意見を聴いた上で延長できるとする。

ウ 結論

請求に係る個人情報が大量である場合の決定期間の特例規定を設けることとなったが、この規定の適用にあたっては、事前に審議会の意見を聴くことを義務付けることとなった。

(4) 是正の申出（是正の申出制度を維持するか。）

ア 概要説明（事務局）

概ね資料2の15ページの内容に沿って説明した。

イ 審議

(委員) 市民に対して、中止請求に限らず、いろんな方法を開いておこうということ。

(委員) 是正の申出制度のこれまでの実績はどうか。

(事務局) これまでは1件もない。

(委員) 中止請求の実績はどうか。

(事務局) 住基ネットの中止請求が過去にあった。

(委員) 是正申出制度は（不服申立てや訴訟ができず）、拒否されてしまえば何もできないから、中止請求制度があればそちらを利用するだろう。しかし、そこまでは至らない「できたらこうしてほしい。」程度のを制度として残しておくのも良い。あって支障があるものでもない。

ウ 結論

案のとおり決定した。

(5) 審議会における調査、審議の手続き

ア 論点1（インカメラ審理等の個人情報保護審議会の調査権限を明記するか。）

(ア) 概要説明（事務局）

概ね資料2の16ページの内容に沿って説明した。

(イ) 審議

(委員) インカメラ審理、ヴォーンインデックスという言葉は聞慣れない。一般的ではなくて、わかりにくい。答申で註釈をつけなければわからないような用語を使うのが良いのか。それから、審議会が公開されており、資料も傍聴者にも交付している中で、インカメラ審理との調整はどうなるのか確認したい。不開示決定に対する不服申立てがあったところ、審議会に提出した資料が、傍聴者に配布されると実質的に、開示してしまうことになる。インカメラ審理自体は必要で、これがなければ審議できないので、基本的には原案に賛成だ。

(委員) 公開するかどうかの基準のところ、不服申立て事案の審議のときには、傍聴を認めないということになるが、その規定はどうなるか。現行は宇治市個人情報保護審議会規則第4条で定めている。

(事務局) 京都市の条例で言えば、第48条に「審査会の調査及び審議の手続きは、公開しない」旨の規定がある。これを参考に「不服申立てに係る調査審議の手続きは公開しない」旨の規定を設ける必要がある。

(委員) インカメラ審理、ヴォーンインデックスという言葉は違和感がある。

(委員) インカメラ審理の「カメラ」とは、裁判官室という小部屋のこと。そこで裁判

官が、こっそり見る。ヴォーンインデックスについては、ヴォーン氏が米国で提起した情報公開裁判において、このようなリストを作る手法を裁判所が作った。その事件名をとってこのように呼ぶようになった。

(委員) (非公開決定の是非を争っているときに) 文書そのものを両方の当事者に見せると意味がないので、どのような文書があつて、そこにはどのような情報が記録されているかのリストを作ることにした。インカメラ審理もヴォーンインデックスも情報公開制度をめぐる言葉として専門家ではよく知られている言葉だが、一般的にはわかりにくいので、答申ではわかりやすい言葉にした方がよい。

(委員) («カメラ»は、)«チェンバー»に相当する用語で、もともとはラテン語からきていて、イタリア語では今でも«カメラ»と言っている。外からは見られない小部屋・密室のこと。

(委員) 審議会としては、(開示すべきかすべきでないかは、) 原本を見なければわからない。しかし、他の例では、実施機関は公文書を提出することを嫌がる場合がある。しかし、原本を見なければ審議はできない。

(ウ)結論

答申において、インカメラ審理、ヴォーンインデックスという用語については、わかりやすい表現に改めることし、その他は案のとおり決定した。

イ 論点2 (意見書の提出等の不服申立人等及び実施機関の権利を明記するか。)

(ア)概要説明 (事務局)

概ね資料2の16ページの内容に沿って説明した。

(イ)審議

(委員) 現行で行われている運用 (実施機関が審議会に提出した理由説明書を不服申立人に送付した上で、不服申立人に対して、意見書を提出する機会と、意見陳述を行う機会を保障する) を、条例上も明らかにするという事。

(委員) これも設けていく方向にある。

(ウ)結論

案のとおり決定した。

(6) 罰則

ア 論点1 (現行条例の禁止規定及び罰則規定を維持するか。)

(ア)概要説明 (事務局)

概ね資料2の17ページ、資料5及び資料6の内容に沿って説明を行った。

(イ)審議

(委員) 現行条例は、草加市の条例を参考にした。草加市も宇治市の事件を研究された

と聞いている。情報を盗む行為そのものを罰することは、今の刑法の体系上は難しいという議論をしていて、物・媒体に着目して、複製行為や媒体の所持、譲渡し等に罰則をかけることにした。また、あの事件では、受託業者のアルバイト学生が行為を行ったということで、そこまで罰則が及ぶようにしたということでも独特のものになっている。現在は、宇治市では、(委託する場合であっても)事務処理は庁内で行うことになっているので、あのような事件は起こりにくくなっている。

(委員) 今の罰則体系で不都合な事態が想定されるわけではないのか。

(事務局) 大体においては、問題ないが、行政機関法と比較したときには、もともとの規定の仕方が異なるので罰則の対象となる行為にズレがあり、行政機関法では罰することができるが、現行条例では罰することができないということはある。逆に現行条例では罰することができるが、行政機関法では罰することができないということもある。

ただ、媒体への複製や譲渡し等を防げれば、少なくとも大量流出はなくなる。それにより、多大な権利利益の侵害は防ぐことができる。

(委員) 行政機関法でカバーしている部分で現行条例ではカバーできない部分をカバーする方向でいくのか。そうすると相当複雑なものになる。

(委員) 相当な議論をして平成14年に答申を出して、現行の罰則規定が設けられた。その上で、問題もないのであれば、基本的にな枠組みは維持で良いと思う。行政機関法で罰則の対象になって、宇治市条例では対象にならないというものについて、特に問題となるのは、職権濫用による収集(法第55条)くらいか。提供、盗用行為については、媒体への複製、媒体の譲渡し等を介して行われることが多いと思うし、そうでなければ大規模なものは考えられない。そうすると、権利濫用による収集が問題になるが、これも現行条例ではある程度対象になるのではないか。

(事務局) 現行条例は、実施機関が持っている情報を外に出す行為を罰則の対象にするという枠組みで、行政機関法第55条の権利濫用による収集は、現在保有していない情報を収集する行為を対象にするもの。例えば、税務調査と称して、関係のない目的で文書等を収集するような行為を対象としていると思う。

(委員) 今の例であれば、調査権の濫用にあたるから他の法律でカバーできるのではないか。

(委員) 媒体を使わないで行う提供や盗用についても差が出る。

(委員) 職員等に対する罰則が後退するのは良くない。

(委員) 行政機関法第55条に相当する罰則規定はどこの自治体も設ける方向にあるのか。

(事務局) 第53条、第54条に相当する規定とセットで設ける方向にある。

(委員) 現行条例と行政機関法は体系が異なるので、両方は単純には両立しないだろう。職権濫用による収集は両立し得ないわけではない。職員だけが対象になり、収集行為だけが対象になる。情報そのものの収集を対象とはしておらず、文書、図画又は電磁的記録の収集を対象としている。これは可罰性が高いと思う。

(委員) それによって対価を得るとか、目的までを要件とするのが良いか。

(委員) 目的までを要件とすると、(立証が難しくなるので) 刑罰を科すことが難しくなる。

(委員) 現行条例では、収集を罰することはできない。

(委員) 現行条例と行政機関法第55条とは、両立するように思う。また、行政機関法第55条が対象とする行為は、可罰性が高いと思う。何もないというのは問題。

(ウ)結論

現行条例の罰則体系を基本的に維持しながら、行政機関法第55条に相当する罰則規定を新たに設けることとなった。

イ 論点2 (偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく開示を受けたものについて、過料の規定を設けるか。)

(ア)概要説明 (事務局)

概ね資料2の17ページの内容に沿って説明した。

(イ)審議

(事務局) 例えば、他人になりすまして開示請求を行い、その人の情報を得る行為を対象としていると思う。この過料の規定も設けられる方向にある。

(委員) その場合、本人確認書類の問題もある。免許証の偽造で罰せられることもある。

(委員) (免許証等を偽造しなくても) 双子の場合は、(本人かどうか) わからない場合もある。

(委員) 兄弟間で利害が対立する場合もある。

(委員) 何らかの規定は、あった方が良い。

(ウ)結論

案のとおり決定した。

5 次回以降の日程調整

次回の開催について、以下の日程において開催することが確認された。

次回 平成18年8月23日(水) 午前10時～

6 閉会